

### 図書館特別休館

蔵書点検のため休館します。大変ご不便をおかけしますがご理解をお願いします。

■期間▽図書館東分室 2月25日(火)～27日(木)▽図書館緑・貫井北分室 2月25日(火)～28日(金)  
■図書館本館 ☎042-383-1138

### 引っ越しのシーズンです

## 住所異動の届け出を忘れずに

#### 〈住所の異動〉

引っ越しをしたときは、届出期間内に住所の異動の届け出が必要です。

在留カード等をお持ちの外国人の方も届け出が必要となります。

転入・転居・国外への転出の届け出の際は、必ずマイナンバーカード(住基カードを含む)をお持ちください。同カードの交付を受けていない方は、必ず通知カードをお持ちください。

なお、2月下旬～5月下旬は、窓口が大変込み合いますので、時間に余裕を持ってお越しください。

#### 【転出届】

ほかの市区町村に引っ越しする場合は、引っ越し日と引っ越し先が決まり次第、あらかじめ届け出てください。

急な引っ越し等で事前に届け出ができない場合には、引っ越し日から14日以内に届け出をしてください。

引っ越し先が国内であれば、「転出証明書」を交付します。

なお、マイナンバーカード(住基カードを含む)の交付を受けている方は、転出証明

書の交付が不要な、特例転出ができます。ただし、引っ越し日から14日を経過している場合は、特例転出はできません。

#### 【転入届】

小金井市に引っ越してきたときは、前住所地で転出証明書(NTT東日本)を受け、引っ越してきた日から14日以内に届け出てください。

#### 【転居届】

市内で住所を変えたときは、新しい住所に住み始めた日から14日以内に届け出てください。

#### 〈その他の届け出〉

住所の変更はないものの、世帯主が変わったり、生計が別だった人が同一世帯になったときなどは、14日以内に届け出てください。

#### 〈届け出ができる方〉

本人または小金井市で同一世帯の方(転居届は転居後に同一世帯の方)

※これ以外の第三者が行う場合には委任状が必要となります

■市民課市民係 ☎042-387-9830

### 消費者

消費生活相談室  
☎042-384-4999  
消費者ホットライン  
☎1888

#### アナログ回線が廃止?



#### 相談事例

自宅に電話があり、「今後、固定電話はアナログ回線から光回線に切り替わる。光回線を使うには工事が必要だ」と言われた。固定電話を使い続けるためには光回線の工事が要か。

#### 回答

東日本電信電話株式会社(NTT東日本)は、2024年1月に固定電話の回線をアナログ回線から光回線へ切り替える予定です。しかし、この切り替えにより、利用者が自宅内の回線工事を行う必要はありません。現在お使いの固定電話機はそのまま利用することができ、切り替えに伴う手続きも一切不要です。

しかし、これに便乗して、事例のような電話や訪問販売を受けたという相談がよくわかっています。こちらにつけ込み不要な契約を結ばせようとする事例も散見されます。また、大手通信業者名を使って信用させ

## 印鑑登録をする方へ

る手口も横行しています。アナログ回線から光回線になるからといって、何か契約しなければならぬというものは一切ありません。

なお、光回線については先の事例のほかに、「契約内容をよくわからないまま契約を承諾してしまった」「安くねと言われたのに、以前より料金が高くなった」「現在契約している事業者のサービス変更だと思っていたら、全く関係のない事業者との契約だった」「聞いていた説明と違うので解約を申し出たら、高額な違約金を請求された」などの相談が寄せられています。

勧誘を受けた際は、事業者名、電話番号などの連絡先を必ず確認しましょう。勧誘されてもすぐに契約せず、現在の契約と比較・検討しましょう。契約内容や料金など、わからないことがあれば事業者にお問い合わせし、納得するまで確認することが大切です。

契約する意思がないときはあいまいな返事をしないではっきりと断りましょう。

契約しても一定期間であれば解約可能な場合もありますので、消費生活相談室へ相談してください。



マイナンバーカードをお持ちの方は、窓口で暗証番号の確認が必要ですので、本人がマイナンバーカードを持参してください。

登録の申請をすると、本人確認および本人の意思による登録であるかを確認するため、本人あてに、郵送で文書照会します。

本人がその回答書、登録する印鑑、本人の健康保険証等を持参した場合、印鑑登録証(黄色いカード)を交付します。

なお、代理で交付を受ける場合は、回答書、登録する印鑑、委任状(代理人選任届)と本人・代理人の健康保険証等が必要となります。

■即日印鑑登録できる場合  
本人が自ら登録申請する場合、次のいずれかの方法で本人と確認できるときは、即日印鑑登録できます。

▽マイナンバーカード、官公署発行の顔写真付免許証、許可証、または証明書(運転免許証、パスポート等)を持参したとき  
▽すでに印鑑登録をしている本人以外の方が、印鑑登録申請書の保証書欄に自署し、登録印を押印したうえで、申請者が本人であると保証したとき(保証人が小金井市以外にお住まいの場合は保証人の印鑑登録証明書一通が必要となります)

※本人が来庁しないときは、即日印鑑登録できません

【印鑑登録証明書の交付】  
印鑑登録証(黄色いカード)をお持ちの方は、本人・代理人を問わず黄色いカードのみを持参してください。印鑑登録証の機能を載せた

【登録申請の確認、印鑑登録証の交付】

【登録申請の確認、印鑑登録証の交付】

【登録申請の確認、印鑑登録証の交付】

	マイナンバーカード	印鑑登録証(黄色いカード)
証明書交付場所	コンビニ交付サービス対応店舗、市民課	市民課
証明書手数料	コンビニ交付サービス対応店舗=200円、市役所窓口=300円	300円
証明書交付時の必要事項	マイナンバーカード、暗証番号の入力(市役所で取得する場合は申請書の記入も必要)	印鑑登録証、申請書の記入
証明書交付を受けられる方	本人のみ	本人または代理人